# 

#### 井戸水などの飲用水の確保

#### 間住宅水道課上下水道係 10240(34)0231

町内に帰還し居住する人で、長期の避難生活により井戸や沢水が枯れて、使用できずに困っている人などを対象に、町で井戸の掘削を行います。

国の認定後に工事を行うため、着工までに半年以上の期間がかかりますので、帰還のための生活用水として、井戸水の使用を検討している人は、お早めに相談してください。

また、上水道を利用していた人や、水道管が近く にあるなど、条件により、対象とならない場合があ ります。

# なみえげんき商品券購入はお早めに!



問 産業振興課商工労働係 □ 0240(34)0247

ご好評により残りわずかとなりました。売り切れ次第、販売終了になります。

購入予定の人は、お早めにご購入ください。

#### 宅地用除草剤を配布します

#### 問住民課除染環境係 10240(34)0228

町内にある宅地の適正管理を支援するため、除草 剤(非農耕用)を配布します。

希望の人は、配布場所で申請書を記入し受取って ください。郵送での対応はしていません。

#### ▶配布対象者

町内に宅地を所有している人

#### ▶配布数

- (1) 所有者ごとに上限2箱まで
- (2) 共有名義での所有の場合は 代表者に対し上限2箱まで



※個人で複数の宅地を所有している場合や(1)と(2) の両方が該当する場合であっても上限2箱までと なります。

※法人は除きます。

#### ▶申請書類

- ・除草剤(宅地用)配布申請書
- ・身分証明書
- ※申請書は受付窓口またはホームページからダウンロードできます。
- ※代理での申請の場合は、委任状をお持ちください。(任意様式。委任者の押印があるもの。)

#### ▶期間

7月1日月~12月27日金(土日祝日は除く)

#### ▶配布場所

- · 浪江町役場本庁舎 1階 住民課除染環境係
- · 浪江町役場津島支所

# まちからのお知らせ

#### Namie Information

# ▲暮らし

#### 被災者生活再建支援金

#### 間住宅水道課住宅係 10240(34)0232

国では、東日本大震災の地震・津波により居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、被害の程度と住宅の再建方法に応じて支援金を支給しています。

※すでに受給した人は対象外です。

#### ▶対象世帯

平成23年3月11日時点で浪江町に居住していた 世帯で、東日本大震災により居住していた住宅が被 災し、住宅被害調査による被害程度が半壊以上と判 定された世帯

※半壊の場合は、住宅(母屋)をやむを得ず解体した場合のみ該当します。

#### ▶支給額

①基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

		単数世帯	複数世帯
全	壊	75万円	100万円
大規模	莫半壊	37万5千円	50万円
半壊解体		75万円	100万円

#### ②加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

		単数世帯	複数世帯
建設・購入		150万円	200万円
補	修	75万円	100万円
賃	貸	37万5千円	50万円

※基礎支援金の支給対象者のみ申請できます ※公営住宅などによる賃借は対象外です。

#### ▶申請期限

令和7年4月10日休

※申請書は窓口または郵送で取り寄せるか、町ホームページからもダウンロードできます。

# が、介護・福祉

#### 低所得世帯等臨時特別給付金の お知らせ

間介護福祉課福祉係 10240(34)0238

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯などに対して、給付金を支給します。

#### ▶支給対象

令和5年度に給付金を受給していない世帯で、令和6年6月3日時点で浪江町に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

- ①令和6年度の住民税非課税世帯
- ②令和6年度の住民税均等割のみ課税世帯(定額減税適用前)
- ※市町村民税所得割が課税されている人の扶養親族 等のみで構成されている世帯は対象外となります。
- ※税の申告をしていない人のいる世帯は給付対象外 となります。
- ※給付金は世帯主口座へ振り込みとなります。
- ※令和5年度に給付金を受給した世帯は今回の給付金の対象にはなりません。

#### ▶給付額

給付金一世帯当たり10万円

#### ▶申請方法

支給対象者のうち、以前に浪江町から臨時特別給付金等を受給した世帯には6月中に確認書を送付しています。手続きは不要で、給付金を受給された口座へ振り込みます。

また、初めて臨時特別給付金等を受給する世帯に は申請書を7月以降順次発送します。申請書、添付 書類を同封の返信用封筒で返送してください。

#### ▶子育て加算

上記①または②に該当する世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯には、児童一人当たり5万円の給付加算があります。申請方法は上記のとおりです。 ※令和6年1月以降に浪江町に転入した世帯で該当すると思われる場合は介護福祉課福祉係へ問合せください。

#### ▶提出方法 郵送または窓口(本庁)

ここから下は広告です。-

#### ● **分** 子供・子育て

#### 第3回子育てサロン 「ぽかぽかテラス」のご案内

間浪江にじいろこども園 10240(25)8619

未就学児とその保護者を対象 に、第3回子育てサロンを開催 します。

#### ▶日時

7月24日(水) 10時~11時30分

#### ▶場所

ふれあい交流センター 会議室1

#### ▶内容

「写真を撮って、ミニアルバムを作ろう」

- ・お母さん同士のふれあいタイム、自由遊び
- ・次回の案内など

#### ▶持ち物

水分補給用の飲み物、タオル

#### ▶申込方法

7月17日 別までに電話にてお申込みください。

#### 就学援助の申請受付

間教育総務課学校教育係 10240(34)5710

小中学校の給食費(実費) および就学に必要な学 用品費などの経費の一部を助成します。

※浪江町に住民登録のある世帯で、避難先で就学援助を希望する人は、通学先の学校

または教育委員会へお問合せください。

#### ▶書類送付対象者

- ①令和5年度に認定した世帯
- ②令和6年度新たに小学校に入学した児童がいる世帯
- ※避難先自治体で就学援助を受けられなかった世帯 やそのほか希望者には、書類を送付します。
- ※申請書類のダウンロードや、詳細は町ホームページをご覧ください。





# 特定帰還居住区域の除染同意に向けた事前調査

環境省では、特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域内の除染工事を進めています。除染作業に入るための同意に必要となる事前調査業務等の案内を、対象となる人に送付します。

本調査等業務を行うにあたり、所有する敷地内へ 調査立入りさせていただくことにご理解とご協力を お願いします。(建物内へ立入りすることはありま せん。) 敷地内調査を希望しない人は、その旨ご連絡 ください。

#### ▶問合せ先

いであ株式会社(環境省業務受託業者)

- ·場 所 浪江町大字高瀬字根木内104
- ・受付時間 月曜日~金曜日8時30分~17時15分(祝日および年末年始を除く)
- ・連絡先 ™0120(261)264

# 特定帰還居住区域の片付けごみの回収方法

特定帰還居住区域の保管車両(自動車、二輪車、トラクター等)、自宅等の片付けごみ、浄化槽汚泥・便槽し尿の回収を環境省にて実施しています。

希望する人は、コールセンターへ申込ください。 ※浄化槽汚泥・便槽し尿回収は1回のみとなります。 ▶申込時間 8時30分~17時30分(土日祝日除く)

# 浪江町地域職業相談室臨時閉庁日のお知らせ

問ハローワーク富岡 回0240(22)3121 問ハローワーク相双 回0244(24)3531

7月19日)、浪江町地域職業相談室が臨時閉庁 します。

当日は最寄りのハローワークをご利用ください。

✔ 保険・年金

#### 国民年金保険料免除の申請受付

問健康保険課国保年金係 1 0240(34)0242

7月から令和6年度の国民年金保険料免除申請を受け付けています。保険料を納めることが経済的に困難な人は、免除申請の手続きをしましょう。申請は、過去2年(申請月の2年1か月前の月分)まで遡ることができます。また、避難などの影響で窓口での申請が困難な人は、マイナポータルにて電子申請をするか、郵送にて申請をしましょう。

#### ▶対象者

国民年金に加入している20歳以上60歳未満の人

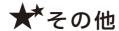
#### ▶注意

- ・免除となった期間の年金額は、全額納付した場合の2分の1で計算します。・免除期間の保険料は10年以内であ マイナポータル (電子申請)
- ・免除期間の保険料は10年以内であれば、後から納付(追納)が可能です。

#### れば、後から納付 (追納) が可能です。 ▶申請窓口

健康保険課国保年金係、各出張所、 近くの年金事務所





#### 森林を開発行為する際は 手続きが必要です

問農林水産課農林水産係 10240(34)0246

森林の開発行為(樹木の除根、土石の採取、その他土地の形質を変更する行為)をする際、開発地の面積が1ha(太陽光発電設備の設置の場合は0.5ha)※以下の場合は、「小規模林地開発計画書」の提出が必要となります。届出をせずに、開発した場合は、森

林法第208条に基づき100万円以下の 罰金等に処せられる場合がありますの でご注意ください。

面積が※を超える場合は、福島県の 林地開発制度の対象となるため、相双 農林事務所に問合せてください。



ここから下は広告です。



#### 上ノ原行政区からのお知らせ 第11回花植え作業

#### 間上ノ原行政区長 佐藤秀雄 1000(9531)4222

お盆前の上ノ原行政区内を明るくするため、花植え作業に参加しませんか。併せて、ニホンザル対策 講習会を実施します。作業終了後は宿泊にて交流会 を予定していますので、参加する人は7月4日(村までにショートメールまたは電話にてご連絡ください。

- **▶日時** 7月6日出 13時~
- **▶集合場所** 佐藤区長宅(元 木□商店前)
- ▶交流会(宿泊) 場所 福島いこいの村なみえ会費 1人 3,000円

#### 就職面接会・ 社会人基礎力セミナーの開催

問福島広域雇用促進支援協議会福島統括窓□ ■024(524)2121

#### ■就職面接会

- ▶日時 8月2日 10時30分~12時
- ▶会場 浪江町地域スポーツセンター (双葉郡浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2)
- ▶参加企業 26社
- ※詳しくは、ホームページをご覧ください。

#### ■社会人基礎力セミナー

採用面接や就職後にも役立つ基礎力が学べます。

- ▶日時 8月8日休 13時~15時
- ▶会場 ハローワーク相双
- ▶定員 6人
- ▶締切 7月31日(水)
- ※受講料・テキスト代無料
- ※申込多数の場合は抽選となります。
- ※詳細はホームページをご覧ください。



#### 新人ハンター育成セミナーの開催

- 間福島県相双地方振興局県民環境部県民生活課 120244(26)1144
- souso.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp

狩猟や鳥獣被害対策に関心がある人を対象に「新 人ハンター育成セミナー」を開催します。

セミナーでは、銃猟シミュレーター体験、現役狩 猟者によるわなの説明・演習など、狩猟に関しての 基礎知識を学び、楽しく体験できます。

- **▶日時** 8月3日出 9時30分~(2時間程度)
- ▶場所 福島県南相馬合同庁舎 4階 401会議室
- ▶定員 30人 (先着)
- ▶応募期限 7月29日(月)
- ▶申込方法 氏名、年齢、住所、電話番号を記載し、 メールにてお申込みください。

※参加費無料

### ♀ ✔ イベント・募集

#### 第4回英会話教室を開催

問市街地整備課F-REI立地室 № 0240 (23) 6927 enamie-suk@town.namie.lg.jp

福島国際研究教育機構(F-REI)の 当町への立地を受けて、町民の皆さん に英語をより身近なものとして感じて いただくことを目的に開催しています。

**▶日時** 7月16日(火)

18時30分~19時30分

- ▶場所 ふれあい交流センター
- ▶定員 20人 (参加費無料)
- ▶対象 浪江町民
- ▶申込方法 電話またはE-mail





申込フォーム



#### スマホ・タブレットの使い方相談会

「なみえ新聞」やスマートフォン・タブレットの使い方で分からないことがある人向けの相談会を開催しています。スマートフォンやタブレットを持参のうえ、お越しください。

#### ■浪江町開催

- ▶場所 浜通り地域デザインセンターなみえ (浪江町大字権現堂字上続町11-3)

#### ■郡山市開催

- ▶日時 7月16日巛 10時~15時
- ▶場所 コスモスふれあいセンター (郡山市富田町池ノ上40-1)

#### ■福島市開催

- **▶日時** 7月19日⊜ 10時~12時
- ▶場所 北中央団地集会所 (福島市北中央三丁目13-1)

※予約不要。相談会は1人ずつの対面式です。

ここから下は広告です。一



#### 公立双葉准看護学院オープンスクール

#### 問公立双葉准看護学院 1 0244(32)0990

受験をご検討の皆さんをはじめ、ご家族や看護に 関心をお持ちの皆さんにオープンスクールを予約制 で開催します。

#### ▶日時

第1回 7月20日 10時~12時

予約締切:7月16日(以)

第2回 10月5日出 10時~12時

予約締切: 9月30日(月)

#### ▶場所

公立双葉准看護学院

(南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-76)

#### ▶内容

学院紹介、学内見学、体験学習、在校生との交流、 個別相談 (予約制)

#### 「なんとなくトレーニング」から 「身になるトレーニング」へ

#### 問生涯学習課社会体育係 □ 0240(34)3941

地域スポーツセンターのト レーニングルーム利用者の人 を対象に、トレーニングマシ ンの正しい使い方、効果的な 使い方などのアドバイスを健 康運動指導士が行います。



#### ▶日時

7月18日休 14時~16時

8月6日以 9時30分~11時30分

8月23日金 14時~16時

8月30日金 17時30分~19時30分

※トレーニングルームを利用できる人数に制限を設 けていますので、ご利用をお待ちいただくことが あります。ご了承ください。

ここから下は広告です。-

#### 令和6年度自衛官募集案内

問 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所

TEI 0244 (23) 4712

#### ■航空学生

**▶受付期間** 7月1日(月)~9月5日(末)

▶応募資格 〈海〉18歳以上23歳未満の男子・女子

〈空〉18歳以上24歳未満の男子・女子

※高卒者(見込含)または高専3年次修了者(見込含)

▶**採用予定数** 約70数人程度

#### ■一般曹候補生

**▶受付期間** 7月1日周~9月3日₩

▶応募資格 18歳以上33歳未満の人

▶採用予定数 〈陸〉4,200人程度

〈海〉1,600人程度

〈空〉1,400人程度

#### ■自衛官候補生

**▶受付期間** 通年

▶応募資格 18歳以上33歳未満の人

▶採用予定数

〈陸〉5,000人程度(男子)、750人程度(女子)

〈海〉1,000人程度(男子)、200人程度(女子)

〈空〉1,700人程度(男子)、600人程度(女子)

※試験の詳細などは直接お問合せください。

※〈陸〉陸上自衛隊、〈海〉海上自衛隊、〈空〉航空自衛隊

#### 司法書士の無料相談会を開催

問介護福祉課避難生活支援係 № 0240(34)0260

相続登記や土地・建物の不動産登記、成年後見な どの相談(要予約)ができます。

▶日時 7月18日休 13時~16時

※各45分間の計4枠、申込みは先着順です。

▶場所 浪江町役場本庁舎 1階 第一行政相談室

#### 町弁護士による法律相談会を開催

問浪江町役場福島出張所

1 024 (529) 7451

間 浪江町役場いわき出張所 10246(24)0020

問浪江町役場二本松出張所 1 0243(62)0123

各出張所において町の弁護士が法律問題につい て、相談を受付ています。

※裁判などの代理人になることはできません。

▶場所および日程

●福島出張所 8月5日月

●いわき出張所 7月9日火、7月23日火

8月13日以、8月27日以

●二本松出張所 7月16日以、8月20日以

▶時間 13時~16時

※予約不要。



#### ● 医療保険の大事なお知らせ●

# 受給者証などが 有効期限を迎えます

現在使っている「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」、 「限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「後期高齢者医療被保険者証」、「医療費の一部負担金免除証 明書」は7月31日必が有効期限となっています。



#### 《国民健康保険》

#### ■高齢受給者証

70歳から74歳までの国保加入者に、有効期限が令和7年7月31日休までの『高齢受給者証』を7月下旬に郵送します。

※有効期間中に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前日までが有効期限です。

#### ■特定疾病療養受療証

国が指定する特定疾病で医療機関を受診されている人は、自己負担額が所得に応じた金額となります。

すでに交付を受けている人に、8月1日(水)から 使用できる新しい受療証を郵送します。

※新たに国民健康保険に加入し、特定疾病に該当 する人は手続きが必要です。

#### 《後期高齢者医療保険》

#### ■後期高齢者医療被保険者証

8月1日(水)から使える被保険者証(ピンク色) を「福島県後期高齢者医療広域連合」に届け出の ある住所に簡易書留で郵送します。

※「一部負担金免除証明書」とは別送となります。

#### ▶避難先が変更になったとき

町への避難先変更届と併せて「福島県後期高齢者医療広域連合」の送付先変更の登録が必要です。 送付先変更のお手続きは届出用紙を国保年金係、各出張所へご提出ください。

※届出用紙は町ホームページからダウンロードできます。



#### 《国民健康保険・後期高齢者医療保険》

#### ■医療費の一部負担金免除証明書

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療 費の一部負担金の免除期間が、令和7年2月28日 (金)まで延長されるため、7月下旬に新しい免除証 明書を送付します。

※ほかの医療保険に加入している人は勤務先また は加入先の保険組合にお問合せください。

#### ▶免除証明書

- 国民健康保険……カード型(オレンジ色)
- 後期高齢者医療保険…A4型(薄ピンク色)

#### ▶対象者

東日本大震災の被災者で、所得合計額が600万円未満の世帯の人または帰還困難区域の世帯の人 ※世帯員に未申告者がいる場合は対象外となります。 ※所得合計額は、令和5年中の所得(基礎控除分を除く)で算定します。国民健康保険は、同じ世帯の加入者全員分、後期高齢者医療保険は、被保険者分の所得を合計した額です。

# ■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費が高額になる時に、認定証を提示することで、医療機関などの自己負担額が所得に応じた限度額までとなります。

※医療機関にてオンライン資格確認が導入されている場合、マイナンバーカードの取得の有無にかかわらず、オンライン資格確認により認定証の提示が不要となる場合がありますので、医療機関に確認してください。

#### ▶申請方法

8月1日休以降も引き続き、認定証の交付を受けるには申請が必要となりますので、郵送または国保年金係、各出張所窓口で申請書をご提出ください。 ※申請には該当者の保険証または申請者の身分証明書が必要です(郵送の場合は写しを添付してください)。

間健康保険課国保年金係 10240(34)0242



# 国民健康保険税制度改正のお知らせ

令和6年度は、下記のとおり賦課限度額および軽減判定所得が変更になります。

区分	基礎課税分 (医療分)		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	7.7%	変更なし	2.8%	変更なし	2.8%	変更なし
均等割額	24,000円	変更なし	8,500円	変更なし	9,500円	変更なし
平等割額	21,500円	変更なし	7,500円	変更なし	5,000円	変更なし
賦課限度額	650,000円	変更なし	220,000円	240,000円	170,000円	変更なし

#### 【世帯の軽減判定所得の算定について】

- 5割軽減 ⇒ 被保険者数等の数に乗ずべき金額が29万円から29.5万円に変更になります。
- 2割軽減 ⇒ 被保険者数等の数に乗ずべき金額が53.5万円から54.5万円に変更になります。

#### ■東日本大震災による減免のお知らせ■

東日本大震災等による被災者に係る令和6年度国民健康保険税を減免します。 なお、一部地域(以下4の区域)において、減免基準が見直されます。

#### ▶対象者

浪江町が行う国民健康保険の世帯主が平成23年3月11日時点で以下に該当する世帯

- 1. 令和6年3月31日までに避難指示区域\*\*1の指定が解除されていない区域に住所を有していた人
- 2. 令和5年4月2日から令和6年3月31日までに避難指示区域\*\*1の指定が解除された 区域に住所を有していた人
- 3. 平成28年1月1日から令和5年4月1日までに避難指示区域\*\*1の指定が解除された 区域に住所を有していた人
- 4. 平成27年1月1日から平成27年12月31日までに避難指示区域※1の指定が解除された 区域に住所を有していた人

【注意】上記1以外の区域は、上位所得世帯\*2に該当する場合は減免対象外となります。(住民税未申告者がいる場合も、上位所得判定ができないことから減免対象外となります。)ただし、上記2の区域については、上位所得世帯\*2に該当する場合でも、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する令和6年度分の国民健康保険税のうち、令和6年4月分から9月分までの国民健康保険税に相当する月割算定額を減免します。)

- ※1 避難指示区域…福島第一原子力発電所事故により国が避難指示区域の指定を行った区域
- ※2 上位所得世帯…世帯に属する被保険者の令和5年中の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

#### ▶減免額

- ・上記1、2、3に該当する区域:全額減免
- ・上記4に該当する区域:2分の1減免

新規転入などにより世帯主が原発事故に伴う被災を受けていない人は、減免対象となりません。 詳しくは町ホームページでご確認いただくか、住民課課税係にお問合せください。

間住民課課税係 10240(34)0224



#### • 介護・福祉の大事なお知らせ •

# 介護保険の各種認定証、 介護保険料の減免基準のお知らせ

#### ■介護保険負担限度額認定証

一定の要件を満たすことで、介護保険施設の入所やショートステイ利用時の食費や宿泊費の自己負担額を減免する制度です。

現行の認定証は7月31日(水が有効期限です。現在認定を受けている人には、更新のお知らせを7月上旬に送付します。7月末までに手元に届かない場合は、お問合せください。

#### ▶対象者

- ・世帯全員が住民税申告済みで、非課税で ある人
- ・預貯金などの資産状況が基準額を超えな い人

#### ▶注意点

住民票上同一世帯に住民税未申告の人が 居る場合は認定の判定ができません。

#### ■介護サービスの利用者負担の減免 期間が延長

介護サービスの利用者負担の減免措置が 令和7年2月28日 金まで延長されます。

対象者には7月中に新しい「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」を郵送します。

#### ▶対象にならない人

- ・帰還困難区域以外で被保険者個人の令和 5年中の合計所得金額が633万円以上の人
- ・住民税未申告の人
- ・被災証明書の交付を受けていない新規転 入者

#### ■東日本大震災による減免のお知らせ

東日本大震災などによる被災者に係る令和6年度介護 保険料を減免します。なお、一部地域(以下4区域)に おいて減免基準が見直されます。

#### ▶対象者

平成23年3月11日時点で以下に該当する人

- 1. 令和6年3月31日までに避難指示区域※1の指定が解除されていない区域に住所を有していた人
- 2. 令和5年4月2日から令和6年3月31日までに避難指 示区域\*1の指定が解除された区域に住所を有していた人
- 3. 平成28年1月1日から令和5年4月1日までに避難指 示区域\*1の指定が解除された区域に住所を有していた人
- 4. 平成27年1月1日から平成27年12月31日までに避 難指示区域\*1の指定が解除された区域に住所を有して いた人

上記1以外の区域は、上位所得者※2に該当する場合は減免対象外となります。(住民税未申告者も、上位所得判定ができないことから減免対象外となります。)ただし、上記2の区域については、上位所得者※2に該当する場合でも、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する令和6年度分の介護保険料のうち、令和6年4月分から9月分までの介護保険料に相当する月額算定額を減免します。

※1 避難指示区域…福島第一原子力発電所事故により国が避 難指示区域の指定を行った区域

※2 上位所得者…被保険者の令和5年中の合計所得金額が 633万円以上の人

▶減免額 ・上記1、2、3に該当する区域は全額減免

・上記4に該当する区域は2分の1減免

問介護福祉課介護係 № 0240(34)0226

### 重度心身障がい者医療費受給者証の申請

一定の要件を満たすことで重度心身障がい者医療費給付制度に基づき、医療費の自己負担の 全部または一部の助成を受けられます。

助成を受けるためには、身体障害者手帳等を所持しているなどの対象要件があります。また、本人・配偶者・扶養義務者の所得が規定の金額を超える場合は非該当となります。

#### ▶受給者証をお持ちの人

現在受給者証をお持ちの人には、7月中に新 しい受給者証をお送りします。前年の所得等に より非該当となる場合があります。

#### ▶新規申請される人

現在受給者証をお持ちでない人については、 随時申請を受け付けていますのでお問合せくだ さい。助成は、原則申請月の翌月からとなりま す。①から⑥までのいずれかに該当する人が対 象です。

- ①身体障害者手帳1級、2級または3級 (内部障害) 所持者
- ②療育手帳A所持者
- ③精神保健福祉手帳1級所持者
- ④療育手帳Bと身体障害者手帳所持者
- ⑤精神保健福祉手帳2級・3級と身体障 害者手帳所持者
- ⑥精神保健福祉手帳2級・3級と療育手 帳所持者

間介護福祉課福祉係 10240(34)0238



# 定額減税しきれないと見込まれる人への <u>給付</u>(調整給付金)のお知らせ

間介護福祉課福祉係 10240(34)0238

令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者および配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税から3万円、個人住民税所得割から1万円の定額減税が行われます。定額減税しきれないと見込まれる場合、その差額を調整のうえ給付を予定しています。

#### ■支給対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めていて、低額減税しきれない額が生じることが見込まれる人が対象です。

#### ■定額減税可能額

 所
 得
 税
 分
 = 3万円 × 減税対象人数

 個人住民稅所得割分
 = 1万円 × 減稅対象人数

※減税対象人数とは、納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族 (16歳未満を含む)の数です。 なお、海外居住者は除きます。

#### ■調整給付金の給付額

定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る場合、「所得税分控除不足額」と「個人住民税分控除不足額」の合計額を1万円単位で切り上げた額を給付します。

#### ■調整給付金の給付時期

調整給付金の対象となる人については、町からお知らせを送付します。送付時期および給付時期は現在 調整中です。詳細が決まり次第、広報などでお知らせします。

### 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)から皆さんへ

「東京電力から示された金額では納得できない」など、原発事故による損害賠償請求において困っている人を対象に、中立・公正な国の機関「ADRセンター」が無料で和解の仲介をします。

▼ 0120(377)155 (月曜日~金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10時~17時)

《和解事例》 浪江町に居住していた申立人ら(父母、長男夫婦およびその子)、亡祖父および亡祖母(いずれも父らが相続)について、過酷避難状況による精神的損害の賠償が認められるとともに、該当する者について、日常生活阻害慰謝料の基本部分、自主的避難など対象区域に滞在したことによる自主的避難などに係る損害、生活費増加費用の賠償が認められ、さらに日常生活阻害慰謝料の増額分が認められた。(和解金額合計2,173万円)

※申立人らのそれぞれについて、第五次追補に基づき過酷避難状況による慰謝料の賠償が認められた他、日常生活阻害慰謝料について、成人間の家族別離および要介護状況に関し、東電の扱いを超える賠償の増額が認められた事例

【公表番号1994・令和5年8月17日成立】

《和解事例》 浪江町でキノコの栽培業を営んでいたものの、原発事故によって県外に避難し、廃業を余儀なくされた申立人の令和2年分および令和3年分の営業損害(逸失利益)について、事業再開の困難性などに係る事情を考慮して、原発事故の影響割合を7割とする賠償が認められた事例。(和解合計金額375万円)

※原発事故の影響割合の算定につき、事業再開の困難性などに係る事情が考慮された事例

【公表番号1980・令和5年7月4日成立】

※これらは、申立人の個別事情に基づいた和解例であり、一般的に適用される基準ではありません。



# 色かよくむんなえがおで 第14回 こどもの笑顔フォトコンテストし

問教育総務課子育で支援係 10240(34)0252

# 「こどもの笑顔フォトコンテスト」を開催します。 たくさんの、笑顔、をお待ちしています。

#### ●応募資格(モデル)

中学3年生以下で浪江町に住民登録のある人 ※応募者の資格は問いません。

#### ●応募サイズ

キャビネ判(2 L 判)またはデジタルデータ (5MB以下)。

- ※写真館で撮影した写真、合成・加工した写 真(サイズ変更は可)は対象外です。
- ※写真を印刷時、サイズ変更する場合があり ます。

#### ●応募方法

必要事項を記入の上、応募先に提出してくだ

※応募作品は返却しません。

#### 【必要事項】

作品の①タイトル②コメント、応募者の③現 在住んでいる住所4氏名⑤モデルとの関係⑥ 電話番号、⑦(公表時名前を出したくない人) ニックネーム、モデルの⑧浪江町の住所⑨氏 名⑩生年月日⑪年齢、⑫参加賞の希望(マグ カップまたはキーホルダー)

※参加賞の希望の記載がなく確認できない場 合は、マグカップを用意します。

#### 【応募先】

●窓口、郵送…写真と必要事項を記入した用 紙を添付してください。

《窓口》子育て支援係、津島支所、各出張所

- **メール**…応募専用アドレス (enamie-photo@town.namie.lg.jp) に写真添 付の上、メール本文に必要事項を記入。
- ●応募期限 8月31日出 ※当日消印有効

#### 一賞

- 図書カード、うけどんグッズ(最優秀賞、優秀賞、 特別賞、すてきな笑顔で賞)
- 応募写真を使用した、オリジナルマグカップまたは キーホルダー (参加者全員)

#### ●審査結果発表

《入賞作品》広報なみえ、町ホームページに掲載 《応募作品》道の駅なみえ、ふれあいげんきパークな ど町内で展示予定

※応募は一人につき1作品、モデル一人につき1回とし ます。応募にあたり、モデルの肖像権の承諾を親権者 から得てください。また、町は入賞作品を無償で使用 する権利を有し、応募後の作品に関する著作権は、町 に帰属するものとします。なお、撮影者の住所、氏名 などを使用する場合以外に、応募者・撮影者に関する 個人情報は使用しません。展示や広報紙に掲載する場 合にニックネームを使用することも可能です。著作物 (キャラクタ―等)が写真画面に占める割合は1~2 割の軽微な構成部分に限りますのでご注意ください。 また、個人が特定される物の写りこみなどもご確認く ださい。

# 農業委員会だより

問農業委員会事務局(農林水産課内) □ 0240(23)5706

### 相続した利用しない土地を手放す制度 「相続土地国庫帰属制度」が始まっています

「遠方にいて利用する予定がない」、「周辺の土地に迷惑がかかるから管理したいけれど、負担が 大きい」など、相続したけれど土地を手放したいというケースが全国的にも多く 詳しくは ウェブへ なっています。

「相続土地国庫帰属制度」は、土地の所有者の申請により、承認を受けることで、 土地を国へ引き渡すことができる制度です。承認後、審査手数料および負担金の 納付をする必要があります。農地も同様に手続きすることができます。

ただし、引き渡せる土地には一定の要件がありますので、詳しくは法務省ホー ムページまたは法務局へお問合せください。



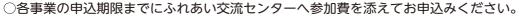
8月総会に提出する議案の申請締切日は8月1日休です。お早めにご相談ください。





# 受講生募集

問教育委員会生涯学習課 10240(23)5601



○受講者が定員に達した場合は募集を締め切らせていただきます。



事業名	内容・日程など	申込期限
第3回 ボイス トレーニング	<ul><li>内発声の基礎を学び、歌唱力を向上させましょう</li><li>□ 7月18日休 18時30分~19時30分 場 ふれあい交流センター</li><li>定 10人 費 1回500円 他動きやすい服装、タオル</li></ul>	7月11日 (木)
第3回 ストレッチ教室	<ul><li>内筋肉をほぐし、柔軟性や関節の可動域を広げ凝った身体をほぐしましょう</li><li>□ 7月24日 別 18時30分~19時30分</li><li>場ふれあい交流センター</li><li>定 10人</li><li>費 1回500円</li><li>他動きやすい服装</li></ul>	7月17日 (水)
第2回 ニュースポーツ 体験	<ul><li>内 年齢や体力にかかわらず、誰もが気軽に体験できるスポーツです</li><li>□ 7月25日休 10時~12時</li><li>場 ふれあい交流センター 定 20人 費 無料</li></ul>	7月18日 (木)
料理教室	<ul><li>□ 美味しいカレー料理を学びます</li><li>□ 7月26日 10時~13時 場 ふれあい交流センター</li><li>□ 10人 費 1,000円 他 エプロン、三角巾など</li></ul>	7月19日
親子映画観賞会 & バター作り体験	<ul><li>□ 親子でバター作りと映画を楽しみましょう</li><li>□ 8月3日出 16時~18時 バター作り体験 18時30分~19時40分 映画観賞会 (作品名「映画すみっコぐらし」青い月夜のまほうのコ)</li><li>□ ふれあい交流センター 20組 20組 20目 1人500円</li></ul>	7月26日 金
第3回 なみえを学ぼう	<ul><li>内 浪江の歴史を年代を追って学びます</li><li>■ 8月5日月 10時~12時</li><li>場 ふれあい交流センター 定 20人 費無料</li></ul>	8月4日
第4回 ヨガ教室	<ul><li>内 ヨガのポーズ、呼吸法で心身共にリフレッシュしましょう</li><li>■ 8月6日似 18時30分~19時30分</li><li>場 ふれあい交流センター 定 10人 費 1回500円 他運動できる服装</li></ul>	7月30日 (火)
第4回 基礎から学ぶ ダンス教室	<ul><li>内 ダンスの基礎を学び、楽しく動きましょう</li><li>■ 8月7日似 18時30分~19時30分</li><li>場 ふれあい交流センター 定 10人 費 1回500円 他運動できる服装</li></ul>	7月31日 (水)

内 講座の内容 日 開催日時 場集合場所 定定員 費参加費 他対象者や持ち物など

### 弘前大学 イベント情報館

## 健康相談 ~あなたの血管や骨密度は大丈夫?~

間 弘前大学浪江町復興支援室(健康保険課内) 1080(2813)0824

年齢とともに身体のいろいろな部分が変化していきます。脳卒中や心筋梗塞などに大きく関わる動脈 硬化や、骨がもろくなったり筋力の低下も変化の一つです。そこで、健康を維持して元気に生活してい くために、年に1度ご自身の血管年齢や骨密度などを測定してみませんか?

予約なしで利用でき、以前にも参加されたことがある人は事前に申込フォームにて参加をお知らせい ただけると、これまでのデータをご用意できます。詳細は健康相談ポスターをご覧ください。

**時** 7月7日(日) 10時~13時

所 道の駅なみえ 大会議室

■実施内容 血管の狭さ・硬さ(ABI・PWV検査)、 骨密度、体脂肪·筋肉量、健康相談









#### 福島県警察採用案内 《双葉警察署からのお知らせ》

福島県警察では令和6年度採用試験で警察官を募集予定です! 募集についての問合せや、質問などはお気軽に相談してください。 たくさんの応募お待ちしています。

#### ■受験資格

●警察官A 年齢33歳未満の人で、大学卒業者または大学卒業見込みの人

●警察官B 平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人 (大学卒業者または大学卒業見込みの人を除く)



#### ■試験日程

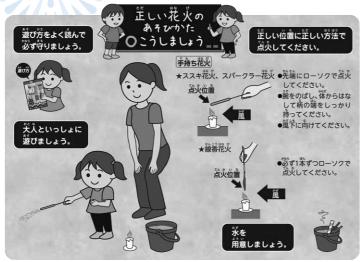
試験の種類	受付期間	一次試験	合格発表	二次試験	合格発表
警察官A	7月22日(月) ~ 8月23日(金)	9月22日(日)	10月8日(火)	10月27日(日) ~ 11月 1 日(金)	12月4日(水)
警察官B	7月22日月) ~ 8月23日金)	9月22日(日)	10月8日(火)	10月27日(日) (10月30日(水)	12月4日(水)

問合せ先

- ●双葉警察署 警務課
- TEL 0240 (22) 2121
- 0120(276)314 ●採用フリーダイヤル
- (平日 9時~17時)

消防署からのお知らせ

# 夏の風物詩といえば「花火」 正しく遊んで楽しい夏の思い出にしましょう!









イラストは、「公益社団法人 日本煙火協会 花火のポスターとしおり」参照

#### 花火を安全に楽しむためのポイント

#### ①風が強い日は花火をしない

風が強いと花火から出る火の粉が風に流 されて衣服などが燃えて火傷などをする場 合があります。

#### ②広く安全な場所で行う

住宅が密集している場所や燃えやすい物 の近くで行うと近隣住民とのトラブルや火 災になってしまうので注意しましょう。

#### ③子供だけで花火はさせない

子供たちだけで花火を使用して、火災や 火傷などの事故が多数発生しているので、 必ず大人と一緒に遊びましょう。

#### ④水バケツを用意して終わった花火は 水につける

万が一燃え移った時は水バケツで消火し ましょう。花火の残り火による火災の危険 があるので遊び終えたら水につけておきま しょう。

火事と救急は119番

//消防署√浪江消防署 1110240(34)4111 【連絡先∥ 葛尾出張所 1 0240(29)2119





### 浪江町大気浮遊じんモニタリング測定結果(1月~4月分)

平成29年7月から、ダスト (粉じん) 飛散による被ばくの実態調査を実施しています。 福島大学環境放射能研究所の塚田祥文教授に依頼し、測定値における被ばくの影響 についての評価を得ています。

問住民課除染環境係 № 0240(34)0228

[評価] この間における吸引による各地点の被ばく線量は、公衆の追加の被ばく線量 1 mSvに比べ低い値でした。

採取地点	採取期間	吸入による 内部被ばく線量
3/1-1/- 0/11(	3514-1545431-3	134Cs+137Cs
		mSv
	1月1日~2月5日	0.0000015
   苅野中継ポンプ場	2月5日~3月4日	0.0000012
敷地内	3月4日~3月25日	0.0000012
	4月1日~4月29日	0.0000021
	1月1日~2月5日	0.0000012
   旧浪江中央公民館	2月5日~3月4日	0.0000015
苅野分館敷地内	3月4日~3月25日	0.0000013
	4月1日~4月29日	0.0000025
	1月1日~2月5日	0.0000010
   町道寺内川原線	2月5日~3月4日	0.0000009
(谷津田地内)	3月4日~3月25日	0.0000008
	4月1日~4月29日	0.0000045
	1月1日~2月5日	0.0000007
   いこいの村なみえ	2月5日~3月4日	0.0000009
敷地内	3月4日~3月25日	0.0000006
	4月1日~4月29日	0.0000016

採取地点	採取期間	吸入による 内部被ばく線量 134Cs+137Cs
		mSv
	1月1日~2月5日	0.0000007
<b>%##</b> 捧/\$ \$ \$	2月5日~3月4日	0.0000019
幾世橋住宅団地 	3月4日~3月25日	0.0000005
	4月1日~4月29日	0.0000015
	1月1日~2月5日	0.0000009
<b>京西叶</b> 纵地上	2月5日~3月4日	0.0000014
室原防災拠点 	3月4日~3月25日	0.0000010
	4月1日~4月29日	0.0000022
	1月1日~2月5日	0.0000012
十木七似42、34	2月5日~3月4日	0.0000074
末森中継ポンプ場 	3月4日~3月25日	0.0000019
	4月1日~4月29日	0.0000035
	1月1日~2月5日	0.0000012
	2月5日~3月4日	0.0000013
旧津島公民館 	3月4日~3月25日	0.0000009
	4月1日~4月29日	0.0000012

#### お詫びと訂正

6月号に掲載しました「県内での各種健(検)診の意向調査」で、問合せ先に誤りがありました。

〔正〕 間健康保険課健康係 № 0240(34)0249

6月号に掲載しました「特定健診・特定保健指導を受けましょう!」で、「定期的な血液検査等を 実施している費とも対象です」とあるのは誤りでした。

〔正〕 定期的な血液検査等を実施している人も対象です

町民の皆さまにご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、ここに訂正いたします。

ここから下は広告です。-

### 町内空間線量測定結果

原子力規制委員会のモニタリングポストが設置されていない地点の空間線量測定結果をお知らせします。 シンチレーション式サーベイメータにより、地上1メートル地点の測定値を掲載しています。 (#位: $\mu$ Sv/h)

地 区		測 定 地 点	測定値
	新町セブンイレブン付近	0.07	
		常磐線陸橋東側	0.12
   浪	江	常磐線陸橋西側	0.20
	7	川添字小丸田地内	0.33
		国道6号高瀬交差点付近	0.07
		高瀬字小高瀬廹地内	0.18
		貴布祢(幾世橋字長田東地内)	0.10
		北幾世橋字町尻地内	0.12
幾	世橋	北幾世橋字荒井前地內	0.09
		棚塩字弥平廹地内	0.09
		浪江にじいろこども園	0.07
		請戸橋南側	0.06
		請戸漁港	0.09
請	戸	震災遺構浪江町立請戸小学校	0.08
		中浜字西原地内	0.07
		両竹字的場地内	0.07
大	堀	小丸字赤下地内	0.65
	7出	小丸字三程地内	0.26

			(+12. μον/11)
地	区	測定地点	測定値
大	堀	畑川集会所	0.33
		立野字根渡地内	0.29
		酒田字上原地内	0.21
		国道114号仙人沢トンネル南側	1.02
		室原字小萱地内	0.27
苅	野	室原字堀知木地内	0.35
		加倉スクリーニング場	0.50
		加倉ローソン付近	0.27
		藤橋字善明廹地内	0.10
		藤橋不動尊前	0.13
		津島字水境地内	0.36
		津島字仲野作地内	1.10
		津島字谷津地内	0.44
津	島	津島字町前地内	0.33
		浪江町役場旧津島支所	0.43
		赤宇木字椚平地内	1.24
		昼曽根字尺石地内	1.30
		. ''''	

<sup>\*</sup>測定日は6月3日用です。

### 自家消費食品などの放射能簡易分析結果

間健康保険課放射線対策係 10240(34)0261

町は、自家消費食品などの安全・安心のため、食品中の放射能を測る機器を配備し、放射性物質の測定を行っています。

#### ■5月の分析結果(町内で採取された検体を掲載)

全ての検体 基準値以上検出された検体 基準値を超 最大値 区 分 検体数 品 名 えた検体数 (Bq/kg) \*2 野菜 0 果 実 0 0 魚 0 0 山菜、キノコ類 8 0 その他 3 0 水(井戸水・湧水など) 0 0 合 計 13 0

\*基準値を超えた検体数が複数の場合は、数値の 一番高いものを記載しています。

食品衛生法における基準値

(セシウム134、セシウム137の合算値)

- ●一般食品·······100 Bq/kg●飲料水······10 Bq/kg
- ●牛乳、乳幼児用食品… 50 Bq/kg
- ※検出下限値25Bq/kgを超える検体の掲載は除いています。

正確な測定をするために、食品であれば500グラム以上、水であれば2リットル程度必要です。

- ※帰還困難区域以外のものを受付しています。 自家消費食品などの簡易測定は、浪江町役場本 庁舎および津島支所で随時受付しています。 検査受付は原則平日のみになります。
- ※採取地など詳しくは、ホームページをご覧ください。

ここから下は広告です。



# わたしたちのまち

(令和6年5月末現在)

人		14,894人
男		7,392人
女		7,502人
世帯	数	6,629世帯

**固住民課住民係 10240(34)0230** 

居住人口 2,226人 居住世帯数 1,384世帯

※計上根拠…避難住民届、転入届など

問総務課防災安全係 № 0240(34)0229

### お誕生

出生届は14日以内に

 こどもの名
 性別
 親の名
 住所

 4月

 武内
 空
 男
 貴洋・卵香
 北幾世橋

横田結 凪女正博・ユカー権・現一学

5月

### お悔やみ

死亡届は7日以内に

	氏	名		年齢	住	所
4	月					
菅	野		正	69歳	北幾	世橋
5	月					
木	幡		之	88歳	権习	見堂
菊	池	/\	ツ	101歳	谷湾	₽ ⊞
齋	藤	治	夫	86歳	JH	添
大	橋		靜	76歳	加	倉
佐	藤	松	子	88歳	JH	添
木	村	斌	子	81歳	<u> </u>	野
常	盤	マコ	F子	95歳	小里	多田
愛	澤	トミ	/子	95歳	請	戸
上	杉	俊	子	71歳	北幾	世橋
沼	能		寛	73歳	室	原
末	永	_	美	58歳	赤与	十



お誕生・お悔やみ欄は、ご家族に確認が 取れた人を掲載しています。

間企画財政課情報統計係

# +

### 浪江診療所のお医者さん

問浪江診療所 10240(23)6173

■診療受付 8時30分~11時30分 13時30分~15時30分 ※整形外科のみ12時45分~14時

■場 所 浪江町役場北西側

■診療体制 本田医師(常勤)…月~金曜日

7月1日**月**·8日**月**·16日**以**·22日**月**·29日**月** (山田医師·内科)

(田田医師・内1

7月5日金・19日金 (宗像医師・内科)

7月2日以(先崎医師・小児科)7月26日盆(中川医師・小児科)

毎週水曜日(東北大医師・整形外科)

※祝日を除く(都合により変更あり)

※風邪の諸症状がある場合は、来所前に必ず電話連絡をお願いします。



### 仮設津島診療所のお医者さん

問 仮設津島診療所 1 0243(24)1431

■診療受付 8時30分~11時30分 13時30分~15時30分

■場 所 二本松市油井字大窪118番地

■診療体制 関根医師(常勤)…月~金曜日(第2・4金曜日を除く)

第2金曜日・第4火曜日 (今村医師・婦人科)

第3火曜日 (木村医師・皮膚科)

水曜日(第4水曜日を除く)・第4金曜日(西医師・内科)

※祝日を除く(都合により変更あり)

※風邪の諸症状がある場合は、来所前に必ず電話連絡をお願いします。

### 震災時町民の居住状況 (5月31日現在)

都道府県	人数	対4/30	都道府県	人数	対4/30
北海道	54	0	滋賀県	6	0
青森県	40	0	京都府	31	0
岩手県	36	0	大阪府	66	0
宮城県	930	7	兵 庫 県	21	0
秋田県	33	0	奈 良 県	5	0
山形県	107	0	和歌山県	0	0
福島県	13,205	-31	鳥取県	0	0
茨 城 県	932	-3	島根県	5	0
栃木県	450	-1	岡山県	24	0
群馬県	130	0	広島県	7	0
埼玉県	638	2	山口県	1	0
千葉県	546	0	徳島県	1	0
東京都	814	0	香川県	4	0
神奈川県	410	0	愛媛県	11	0
新潟県	272	0	高知県	4	0
富山県	15	0	福岡県	20	0
石川県	19	0	佐賀県	4	0
福井県	7	0	長 崎 県	12	1
山梨県	32	-3	熊本県	6	0
長 野 県	53	0	大分県	5	0
岐阜県	17	0	宮崎県	10	0
静岡県	59	1	鹿児島県	8	0
愛知県	37	-1	沖縄県	20	0
三重県	7	0	国 外	12	0